

事 務 連 絡
平成28年 4月13日

各都道府県水道行政担当部（局）

厚生労働大臣認可

水 道 事 業 者
水道用水供給事業者

 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種
（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

水道事業におきましては、新型インフルエンザ等発生時においても、水道事業者等が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があります。これを踏まえ、従前より水道事業における新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について」（平成21年2月23日付健水発第0223001号厚生労働省健康局水道課長通知）及び「水道事業者等における新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針の送付について」（平成22年11月24日付事務連絡）によりお願いしているところです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法という。）第28条第1項の規定により、政府対策本部長は、国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下、登録事業者、という。）のこれらの業務に従事しているものに対しては、臨時に予防接種（以下、特定接種という。）を行うことができる、となっております。

今般、新型インフルエンザ等発生時に特措法の規定による特定接種が円滑に行えるよう、別添1「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」（平成28年4月12日付事務連絡）により、特定接種管理システム（以下、管理システムという。）による登録事業者の登録及び変更手続きを行うこととなりました。

登録手続きは、別添2の「新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について」（平成28年1月6日健発0106第5号厚生労働省健康局長通知）において、特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領を定めております。これに加え、管理システムによる登録が円滑に行われるよう、別紙1「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」、別紙2「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申

請Q & A」、別紙3「特定接種（上水道業分野）の登録申請Q & A」及び別紙4「特定接種管理システム申請者用操作マニュアル」を定めましたので、登録の際の参考としてください。

各事業者におかれましては、内容をご確認いただいた上で平成28年6月30日までにご登録いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知をよろしくお願いいたします。

<添付資料リスト>

- 別 添 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について
- 別 添 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種の登録に係る告示の一部改正及び特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領について
- 別 紙 1 特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き
- 別 紙 2 特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q & A
- 別 紙 3 特定接種（上水道事業分野）の登録申請Q & A
- 別 紙 4 特定接種管理システム申請者用操作マニュアル
- 参考資料 新型インフルエンザ等対策及び特定接種について

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部水道課

担 当：近藤、甲斐

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougi_jutsu@mhlw.go.jp